

御坊市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報ごぼう及び市のホームページ（以下「広報等」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、市の品位、イメージを下げないもの、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める風俗営業に関するもの（別に定めるものは除く。）
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの若しくは反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 市税及び市からの貸付金の返済を滞納している者の広告
- (9) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、期間、掲載料等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 市長は、広報等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、御坊市有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 6 条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、掲載枠を超えて申込みがあった場合は、申請順により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に御坊市有料広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第 7 条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第 8 条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由で広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付することができる。

(申請者の責任等)

第 9 条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、申請者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかつたとき。

(2) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき。

(3) 広報等の編集及び発行上支障があるとき。

(細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 広報ごぼう有料広告掲載要綱（平成 18 年 3 月 10 日公示第 39 号）は、廃止する。